

官報

号外

平成二十五年六月二十日

○第百八十三回国会 衆議院会議録 第三十四号

平成二十五年六月二十日(木曜日)

議事日程 第二十七号

平成二十五年六月二十日

午後一時開議

第一 いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、いじめ防止対策推進法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。文部科学委員長松野博一君。

いじめ防止対策推進法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(松野博一君登壇)

○松野博一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関

し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針の策定並びに基本となる事項を定めるものであります。

本案は、馳浩君外十三名から提出されたもので、昨十九日本委員会に付託され、同日、笠浩史君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 下村 博文君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営に関する法律

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成二十四年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告

子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「平成二十四年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十四年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

官 報 (号 外)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

中川 俊直君

蘭浦健太郎君

蘭浦健太郎君

中川 俊直君

国土交通委員

辞任

補欠

大西 英男君

佐々木 紀君

後藤田正純君

村井 英樹君

林 幹雄君

土屋 正忠君

泉 健太君

後藤 祐一君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

佐々木 紀君

井上 貴博君

井上 貴博君

大西 英男君

土屋 正忠君

林 幹雄君

村井 英樹君

後藤田正純君

後藤 祐一君

泉 健太君

佐藤 正夫君

柿沢 未途君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

小田原 潔君

青山 周平君

神山 佐市君

田中 英之君

今井 雅人君

西野 弘一君

青山 周平君

穴見 陽一君

穴見 陽一君

小田原 潔君

田中 英之君

神山 佐市君

西野 弘一君

今井 雅人君

外務委員

辞任

補欠

あべ 俊子君

牧島かれん君

松島みどり君

武井 俊輔君

武井 俊輔君

松島みどり君

牧島かれん君

あべ 俊子君

財務金融委員

辞任

補欠

小田原 潔君

赤枝 恒雄君

神田 憲次君

井上 貴博君

小泉進次郎君

石川 昭政君

小島 敏文君

福山 守君

田畑 毅君

新谷 正義君

藤井比早之君

前田 一男君

松本 洋平君

田中 英之君

赤枝 恒雄君

井林 辰憲君

井上 貴博君

宮澤 博行君

石川 昭政君

大久保三代君

前田 一男君

星野 剛士君

井林 辰憲君

小田原 潔君

大久保三代君

小泉進次郎君

新谷 正義君

田畑 毅君

田中 英之君

松本 洋平君

福山 守君

小島 敏文君

星野 剛士君

藤井比早之君

宮澤 博行君

神田 憲次君

文部科学委員

辞任

補欠

菅野さちこ君

高橋ひなこ君

桜井 宏君

大野敬太郎君

丹羽 秀樹君

大見 正君

馳 浩君

大岡 敏孝君

宮内 秀樹君

山下 貴司君

遠藤 敬君

伊東 信久君

大野敬太郎君

岩田 和親君

高橋ひなこ君

菅野さちこ君

山下 貴司君

宮内 秀樹君

岩田 和親君

桜井 宏君

大岡 敏孝君

馳 浩君

大見 正君

丹羽 秀樹君

伊東 信久君

遠藤 敬君

農林水産委員

辞任

補欠

鈴木 憲和君

古賀 篤君

寺島 義幸君

安藤 裕君

古賀 篤君

鈴木 憲和君

安藤 裕君

寺島 義幸君

鈴木 憲和君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)(参議院送付)

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出、衆法第四二二号) 文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水循環基本法案(国土交通委員長提出)

雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

水循環基本法案

雨水の利用の推進に関する法律案

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案受領)

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェー
ト国との間の協定の締結について承認を求める
の件

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政
府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間
の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共
和国との間の協定の締結について承認を求める
の件

社会保障に関する日本国とインド共和国との間
の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。
いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎
君外五名提出)

(議案通知書受領)
一、昨十九日、参議院から、次の本院提出案を可
決した旨の通知書を受領した。
死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行う
ための国民年金の保険料の納付の特例等に関す
る法律案

子どもの貧困対策の推進に関する法律案
一、昨十九日、参議院から、本院の送付した次の
内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に
関する法律案

大規模な災害の被災地における借地借家に関す
る特別措置法案
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法
律案
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

平成二十五年六月二十日 衆議院会議録第三十四号 議長 報告

(議案撤回)

一、去る十八日、議員からの申し出により次の議
案は撤回された。
いじめの防止等のための対策の推進に関する法
律案(馳浩君外五名提出)

(議案撤回通知)
一、去る十八日、次の議案は同日提出者が撤回し
た旨参議院に通知した。
いじめの防止等のための対策の推進に関する法
律案(馳浩君外五名提出)

(議案撤回通知書受領)
一、去る十八日、参議院から、四月十五日予備審
査のため送付した次の議案は、提出者が撤回し
た旨の通知書を受領した。
いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外八名提
出)

(質問書提出)
一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。
各大臣等の海外出張時に同行する企業等の情報
公開等に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)
各大臣等の海外出張時に同行する企業等による
契約受注案件の情報公開等に関する質問主意書
(小宮山泰子君提出)

日本海沿岸東北自動車道の早期整備に関する質
問主意書(村岡敏英君提出)
鳥海ダム の早期着手に関する質問主意書(村岡
敏英君提出)

(答弁書受領)
一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し
た。
衆議院議員柚木道義君提出産業競争力会議の示
す成長戦略素案における医薬品にかかる審査ラ
グ解消に向けた政府戦略に関する質問に対する
答弁書

衆議院議員小池政就君提出電力システム改革と
再生可能エネルギー電気の接続に関する質問に
対する答弁書
衆議院議員吉川元君提出一般市街化区域への生
産緑地地区指定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出安倍内閣の内
閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化の方
策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出強制連行の裏付けが
なかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問
に対する答弁書

平成二十五年六月七日提出
質 問 第 九 八 号
産業競争力会議の示す成長戦略素案における
医薬品にかかる審査ラグ解消に向けた政府戦
略に関する質問主意書
提出者 柚木 道義

産業競争力会議の示す成長戦略素案におけ
る医薬品にかかる審査ラグ解消に向けた政
府戦略に関する質問主意書
政府は、平成二十五年六月五日、安倍晋三総理
大臣を議長とする産業競争力会議において成長戦
略素案を明らかにしたと聞く。併せて、同成長戦
略素案では、製薬・医療産業を成長産業と位置付
け、医薬品研究開発を促し、医薬品産業規模を増
加させると明言し、医薬品の製品開発が諸外国と
比し遅れる審査ラグを解消することとわられて
いる。また、こうした審査ラグを解消するための
具体的な施策として医薬品医療機器総合機構(P
MDA)の審査員の拡充などが示されていると聞
く。そこで、医薬品の開発及び審査を迅速にする
にあたり同様に重要となる安全対策のあり方につ
いて内閣の見解を以下質問する。

一 医薬品の迅速な審査承認手続きがはかられる
ことは喫緊の課題であることは賛同するもので
あるが、同様に迅速な承認プロセスによって見
落とされがちな副作用被害の評価検討を担うと
同時に、市販後の医薬品の安全対策を推進する
ことも重要であると考ええる。成長戦略素案に
は、審査員の増強ということだけが示されてい
るが、この審査員のなかに安全対策を担当する
職員は当然に含まれると考えてよいのか内閣の
見解如何。また、含まれていないと考えている
場合には、審査員の増強とともに、疫学調査な
ど医薬品の安全対策を担当する職員の増強をは
かるべきと考えるが、議長たる安倍晋三総理の
見解如何。

二 医薬品及び医療機器の審査承認手続きを迅速
に行うためには審査機関であるPMDAの人員
増強は必須事項である。しかしながら、人員増
強とともに医薬品及び医療機器にかかる審査管
理手続きについて十分な知識をもった人材の育
成を急がねばならないと考えるものである。P
MDAの定員を増やしたとしても有為な人材に
恵まれることがなければ、審査承認手続きは停
滞することとなる。政府が、我が国の審査承認
にかかる環境を近々に整備すると考えるのであ
れば、関連学部たる医学部、工学部、薬学部
等々における審査にかかる知見を学部段階から
深めるように準備し、臨床研究及び治験の進め
方をはじめ統計学的処理といったレギュラト
リーサイエンスの普及につとめなければならな
いと考える。大学教育におけるレギュラトリ
サイエンスの扱いについて内閣の展望とレギュ
ラトリーサイエンス普及のための予算措置につ
いての見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八三第九八号

平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員 楠木道義君提出産業競争力会議の示す成長戦略素案における医薬品にかかる審査ラゲ解消に向けた政府戦略に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 楠木道義君提出産業競争力会議の示す成長戦略素案における医薬品にかかる審査ラゲ解消に向けた政府戦略に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年六月五日に開催された産業競争力会議において示された「成長戦略(素案)」には、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の強化」において、「二十二十年までの医薬品・医療機器の審査ラゲ」の実現、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う」との記載があるが、この中には医薬品の安全対策の強化に必要な体制強化を行うことも含まれる。

二について

御指摘の「大学教育におけるレギュラトリサイエンスの扱い」の範囲が必ずしも明らかではないが、医学部、薬学部等の医療系の学部における、治験及び臨床研究の意義や、その担い手に求められる倫理規範、統計学の基礎等に係る教育(以下「治験等に係る教育」という。)については、例えば、平成十三年に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」や平成十四年に社団法人日本薬学会(現在の公益社団法人日本薬学会)の

「薬学教育カリキュラムを検討する協議会」が取りまとめた「薬学教育モデル・コアカリキュラム」において、学生が学部において学ぶべきこととされているところである。政府としては、治験等に係る教育が学部段階からこれらに基づいて充実されるよう、今後とも医療系の学部を有する各大学の取組を促してまいりたい。

また、御指摘の「レギュラトリサイエンス普及のための予算措置」の範囲が必ずしも明らかではないが、医薬品等の審査の迅速化及び質の向上については、例えば、平成二十五年年度予算において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び国立医薬品食品衛生研究所と連携及び人材交流を行い、医薬品等の安全性及び有効性の評価方法の確立に資する研究を実施する大学等を支援するための経費を計上したところである。

平成二十五年六月七日提出
質問 第九九号

電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問主意書

提出者 小池 政就

電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問主意書

現在、再生可能エネルギーの発電事業者の系統への接続に関しては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により接続の請求に応ずる義務が電気事業者に課されており、義務が達成されなければ経産大臣が指導助言、勧告及び命令を行うことができるとされている。しかし同法律及び施行規則では系統能力が足りない場合等に接続を拒むことができることも規定されており、結果として、全国で再生可能エネルギー

ギー発電事業者の接続が拒否され、計画の見直しを強いられる事例が発生している。

一方、第八十三回通常国会にて審議中の電気事業法の一部を改正する法律案においては、再生可能エネルギー発電事業者は広域にわたる接続に關して広域的運営推進機関に苦情の申し立てが可能とされるとともに、広域的運営推進機関の業務権限として系統能力の増強を行うことが定められている。

広域的運営推進機関の会員は、改正案第二十八條の十第一項に「推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。」とあり、電気事業法第二條第一項第十号では電気事業者の定義について「一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。」としているため、少なくとも小売参入の全面自由化に伴い電気事業者の定義が見直されるまでの間はこれに当てはまらない再生可能エネルギー発電事業者は非会員となるが、非会員である再生可能エネルギー発電事業者からの申し立てに対して、広域的運営推進機関において理由があると判断した場合、これと利害が相反する可能性がある会員である電気事業者に対して強制力をもつ指導勧告でき、電気事業者はこれに従わなければならないとする根拠は何か、示されたい。

また、系統の容量情報が不明確なことから、新規に再生可能エネルギー発電事業者として参入しようとしても、計画後に断念を余儀なくされるとの例が多数ある。新設する広域的運営推進機関における情報の開示に関しては、第二十八條の四十七号において現行の送配電等業務支援機関に係る第九十四條第四号と全く同様の規定が置かれるにとどまっております。少なくとも法文上これまでより一歩進んだ系統情報の開示が行われることが担保されていない。

結局、改正案においても、送配電等業務支援機関がある中で再生可能エネルギー発電事業者の接続環境が改善されない現在の状況と変わらないのではないかと、見解を示されたい。

次に、二〇一三年六月五日の経済産業委員会質疑において、広域的運営推進機関の会員について高原政府参考人は「いずれ第二段階でライセンス制の規定を置きますので、そのライセンスをお取りいただく方ということ、皆さんお入りになるということになると考えております。」と答弁しているが、このライセンス制は今回の改正案のどこに依拠したものか示されたい。改正案のどこにも依拠しておらず、新たに法案を提出する予定がある場合、今後における電力システム改革の在り方についてのプログラム規定を定める附則においてその趣旨が定められていない理由について示されたい。併せて、法案提出時期およびライセンス制導入の予定時期についても示されたい。

更に、同日の委員会質疑において、糟谷政府参考人からは広域的運営推進機関の会員につき、「発電事業として行われる方であれば、これは個人であろうが法人であろうが、そこは発電事業者としてこの会員になつてくるということであります」と答弁している。

政府の考えるライセンス制は義務なのか任意なのか。また会員となる条件、会員となることによる義務、権利を示されたい。その際、広域的運営推進機関の運営に関する議決権についても改正案第二十八條の三十八第一項の規定が適用され、他の電気事業者と平等に付与されるのかも、併せて示されたい。

最後に、広域的運営推進機関の会費に関しては同日の委員会質疑において糟谷政府参考人より「一般電気事業者の、例えば託送料のようなところから薄く広く回収するというようなことを想定

しております。」との答弁があるが、当該趣旨は今回の改正案のどこに示されているのか、併せて、系統へ接続する発電事業者全てに負担が課されるのか、最終的には電気料金に上乗せされて消費者に転嫁されるものであるのかについて示された。右質問する。

内閣衆質一八三第九号
平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員小池政就君提出電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問に対する答弁書

御指摘の「再生可能エネルギー発電事業者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、今通常国会に提出している電気事業法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「新法」という。）第二十八条の四十第五号の規定により、送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。）の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のために必要な電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者をいう。）に対する指導、勧告その他の業務を行うこととされている。この指導及び勧告は、法制度上それ自体として、会員である電気事業者に対して御指摘のように「強制力」を持つものではないが、新法第

二十八条の十八第二項第四号ハの規定により、推進機関の定款には、会員に対する制裁に関する事項を記載することとされており、推進機関は、その指導及び勧告に従わない会員に対して、定款で定めるところにより制裁を課することも可能な仕組みとしている。

御指摘の「系統情報の開示」については、電気事業法第九十三条第一項に規定する送配電等業務支援機関は、同法に基づいて電気事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることはできない。一方、推進機関は、新法第二十八条の四十二の規定により、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとされており、御指摘の「これまでより一歩進んだ系統情報の開示」を行うこととなるものと考えている。

御指摘の「ライセンス制」については、改正法案附則第十一条第一項第一号の規定により、平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施することとしており、その際に当然に電気事業の類型の見直しが必要となるものと考えている。このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することとしている。

御指摘の「ライセンス制」の詳細については、今後検討していくこととしている。

推進機関の会費については、新法第二十八条の十八第一項第八号の規定により、推進機関の定款で定めることとなり、推進機関が判断することとなるが、御指摘の「託送料料のようなどころから薄く広く回収すること」は、推進機関の業務の特性に鑑み、最も想定される考え方を示したものである。なお、会費の支払に要する費用を御指摘のように「託送料料のようなどころから広く薄く回収することとする場合及びそれ以外の場合のいずれの場合においても、直接的には電気事業者が

当該費用を負担し、当該負担を御指摘のように「消費者に転嫁」するかどうかは、各電気事業者が判断することとなる。

平成二十五年六月十日提出
質 問 第 一〇〇 号

一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問主意書

提出者 吉川 元

一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問主意書

生産緑地地区の指定状況は、いわゆる「宅地並み課税」が行われている三大都市圏の特定市街化区域と、それ以外の一般市街化区域の間に大きな格差がある。入手できた最新データの平成二十二年で見ると、特定市街化区域農地の五〇・一パーセントに対し、一般市街化区域の農地は僅か〇・一パーセントに過ぎない。生産緑地法の目的と固定資産税の実態から考えて納得しがたい格差なので、まず経過を確認する。

生産緑地地区は、第七十二回国会で誕生した生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）で指定される。背景には、前年に特定市街化区域のA・B農地への宅地並み課税導入を可決した際、衆参両院の地方行政委員会が附帯決議で生産緑地創設の検討を求めたことがある。制定時の審議で、生産緑地は「良好な都市環境の形成をはかるための都市計画上の施策」で、宅地並み課税を救済する制度ではないので、宅地並み課税適用除外というメリットはないが、全国の市街化区域を対象に指定を進めると説明された。

二年後の昭和五十一年に、第百八十回国会衆議院質問第三百号「市街化区域農地への「農地に準じた課税」に関する再質問主意書（以下「再質問主意書」と呼ぶ）」の答弁書が認めたように、いわゆる

「農地に準じた課税」（以下「準じた課税」と呼ぶ）が誕生し、宅地並み課税の対象となっていない市街化区域農地でも増税が開始した。

生産緑地法は、第百二十回国会で大幅に改正された（平成三年法律第三十九号）。この改正は、「大都市圏の市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものとの区分を都市計画明確にする」と説明された。宅地並み課税の対象が特定市街化区域の全体に拡大され、同時に「長期営農継続農地」が廃止される結果、一般農地として固定資産税等の課税を受けて営農を継続するには、生産緑地地区の指定が必須となる。これに依り、農地等の持つ緑地機能を積極的に評価して都市における農地等の適正な保全を図ることが、国と地方公共団体の責務として生産緑地法に明示された。

生産緑地法改正の時点で、「準じた課税」は誕生からすでに十五年が経過し、一般市街化区域と、特定市街化区域で宅地並み課税の対象となっていない農地の税額は、一般農地の十倍前後になっていたと考えられる。しかも、宅地並み課税の最終税額は、特例が適用されている一般住宅用地と同レベルなのに対し、当時は準じた課税には特例の適用がなく、より重かった。それにもかかわらず、改正案の審議で、説明する政府も、質問する議員も、準じた課税に触れていない。

生産緑地地区と宅地並み課税を三大都市圏の特定市以外に拡大したいと考えているかという小川信議員の質問に、建設省建設経済局長は、「三大都市圏の特定の市街化区域内農地につきまして、税制の見直しに伴って今回の改正をお願いしているわけでございます。（中略）それ以外の地区につきましては、ただいま御指摘の問題につきましても現在考えておりません」（第百二十回国会衆議院建設委員会議録第七号十四頁）と説明した。都道府県と市町村への指導に関しても、建設省都市局長

が、「生産緑地地区の指定を受けました農地とそれ以外の農地につきまして課税上の取り扱いが違つてまいりますので、そこに焦点を絞つておる〔中略〕具体的には三大都市圏の百九十に及びます特定市を中心に行行政指導してまいりたい」(同十五頁)と答えている。いずれも、準じた課税が存在しないかのような答弁である。

野党議員の発言にも、準じた課税を知っていると判断できるものは見出せない。とくに「三・三平方メートル当たりの評価額が三万円未満の市街化区域農地については、これは今まで農地課税であつたわけでありまして」(同二十頁)と発言している堀込征雄議員は、知らないことが明確である。この原因は、準じた課税の説明を政府が避けてきた点にあると思われる。再質問主意書の答弁書は、第七十七回国会で増税を説明しなかつた理由を、「附則第十八条の規定により、〔中略〕さらに課税の適正化を図るため検討を加え、その結果に基づき、昭和五十四年度分の固定資産税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとされてきた」としている。この附則第十八条は、三年後の第八十七回国会で「昭和五十四年度分」が「昭和五十七年度分」に改められ、第九十六回国会の地方税法改正(昭和五十七年法律第十号)で削除された。両国会とも、準じた課税の説明はなかつた。

制度改正に伴う三大都市圏における生産緑地地区の指定作業は、宅地としての課税を避けられる経過措置の期限である平成四年末に完了した。その後の運用につき、建設省都市局長が「生産緑地法の運用について」という通達(建設省都公緑発第七号、平成五年一月二十七日、以下「旧通達」と呼ぶ)を発した。今後の指定に触れているのは、「三大都市圏の特定市における平成五年以降の生産緑地地区の指定について」という項だけである。三大都市圏以外への指定については言及がなく、生

産緑地地区を「特定市街化区域のための制度」と考え、準じた課税による増税を見逃してきている。

その後の地方分権に伴つて通達は廃止され、「都市計画運用指針」が作成された。生産緑地地区の指定に関する説明の表題から、「三大都市圏」という文言は削除されたが、今後の指定につき「例えば、以下に示すように例外的に、農地所有者等の意向把握に基づく生産緑地地区の指定を今後も行うことが考えられる」と、厳しく制約している。示されたアからエの例示は、旧通達一項(この①から④を受け継いでおり、三大都市圏の町村が市となつた場合につき、括弧内に「特定市街化区域農地等となつた時に限る」と明記するなど、旧通達を踏襲している。最後の「なお、このほか、地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により生産緑地地区の指定を行うことができるとも旧通達一項にあり、位置が違つただけである。

特定市街化区域と一般市街化区域の間にある生産緑地地区の指定格差には、以上のような国の指導が影響していると考えられる。市議会の質疑を調べても、一般市街化区域である福島市では、平成十五年九月十五日に、市街化区域農地に平均で調整区域農地の約三十八倍の固定資産税が課せられていたので生産緑地法の適用を考えてほしいという質問に、都市政策部長が「現在の福島市においては生産緑地地区制度を導入する状況にはない」と答弁している。一方、平成十八年の合併によつて特定市街化区域となつた北名古屋市中では、翌平成十九年十二月十三日の市議会で、建設部建設担当次長が、「市街化区域内農地は宅地化する用地と保全する用地に区分されることになりまして」と、生産緑地地区の指定作業にとりかかつて

いる。準じた課税の最終税額は、ようやく平成十五年に、宅地並み課税と同じ一般住宅用地の水準に軽

減されたが、この時も準じた課税に関する説明はなかつた。その後も増税が次第に進行し、総務省の平成二十三年固定資産税概要調査によると、準じた課税対象農地の税額は、全国平均で田は、一般農地の約五十倍、畑は約百倍になつており、すでに田で面積の五十二パーセント、畑でも二十五パーセントが最終税額(いわゆる「本則課税」)に達している。本則課税に達した農地に宅地並み課税を課した場合、固定資産税は増加せず、逆に宅地並み課税開始時の経過措置で四年間にわたつて減税になる。ここに至るまで放置され続けている一般市街化区域内の農地につき、直ちに扱いを検討する必要があると考えるので、以下質問する。

一 確かに、準じた課税が誕生した当時、国土庁と建設省は増税の地方拡大に反対していた。だからといつて、準じた課税を、生産緑地法改正に際して見過ごし、税額が最終額に近づいている現在にもなお傍観し続けて良いことにはならない。一般市街化区域においても、宅地並みの税額を止める方法は生産緑地地区の指定しかない。生産緑地法第二条の二が国に課した責務が果たされていない。一般市街化区域への増税開始の説明を避け、生産緑地地区の指定を抑えてきた経過を踏まえ、今後の方針を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第一〇〇号

平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員吉川元君提出一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川元君提出一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問に対する答弁書

一 について

生産緑地制度は、市街化区域内の農地等の適正な保全を図ることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としており、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているなど一定の要件を満たすものが対象となる。個別の生産緑地地区の都市計画決定については、御指摘の「一般市街化区域」、「特定市街化区域」の別を問わず、都市計画決定権者である市町村(特別区を含む)の判断により、それぞれの地域の実情に応じて行われるものである。

また、御指摘の「一般市街化区域内の農地」に対して課する固定資産税については、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)による改正後の地方税法(昭和五十五年法律第二百二十六号)において、市街化区域農地に関する附則第二十九条の七の規定が適用されることにより、農地に関する附則第十九条の規定が御指摘の「一般農地」と同様に適用されることは、法文上明らかであり、現行の地方税法に至るまで同様である。

平成二十五年六月十日提出
質問 第一〇一号

安倍内閣の内閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化方策に関する質問主意書

提出者

赤嶺 政賢

安倍内閣の内閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化方策に関する質問主意書

安倍内閣は、内閣官房長官が取扱責任者であ

る内閣官房報償費(官房機密費)をいくら使用したのか明らかにされたい。

二 安倍内閣発足後の内閣官房報償費(官房機密費)について、内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費(官房機密費)の国庫からの支出状況請求日、支出額を明らかにされたい。

三 二〇一二年度の内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費(官房機密費)について、未使用額がいくらか、その未使用額を国庫に返納したのであれば、返納額及び返納の期日を明らかにされたい。

四 菅義偉内閣官房長官が、内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費(官房機密費)を藤村修前内閣官房長官から引き継いだ際に、その残額はいくらかだったか明らかにされたい。

五 二〇〇九年に、麻生太郎内閣から鳩山由紀夫内閣に政権交代したときに、平野博文内閣官房長官(当時)は、前任者である河村建夫前内閣官房長官から引き継いだ内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費(官房機密費)の残額がゼロであったことを国会答弁(一月二〇日、衆議院内閣委員会)で明らかにした。少なくとも、政権交代時には、前政権の内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費(官房機密費)の残額がいくらかであったか明らかにするべきであると考え、安倍内閣の見解はどうか。

六 二〇一二年一月二八日決定の「内閣官房報償費の執行に当たっての基本的な方針」では、「報償費の透明性の確保を図る方策について」は、報償費の機能の維持に最大限留意しつつ、検討することとされている。この「報償費の透明性の確保を図る方策」について、これまで、どのようなことを検討してきたのか。方策はいくつか実施することを前提に検討しているのか明らかにされたい。

内閣衆質一八三第一〇一号
平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出安倍内閣の内閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化方策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出安倍内閣の内閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化方策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

第二次安倍内閣が発足した平成二十四年十二月二十六日から平成二十五年六月十二日までの間に内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費については、同年一月四日及び同年三十日の請求に対し各一億円ずつ、同年二月二十日の請求に対し一億三千二百一十一万円、同年四月一日の請求に対し一億円、同年五月二十二日の請求に対し七千万円並びに同年五月二十一日の請求に対し一億三千万円、合計六億三千二百一十一万円が支出されている。

また、平成二十四年度に内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費の未使用額は、十七万四千三百八十三円であり、これについては、平成二十五年四月二十五日に国庫に返納する手続が行われた。

四及び五について

お尋ねの引継時や政権交代時の残高を含め特定の時点における内閣官房報償費の使用状況に係る情報については、これを明らかにすると、その当時の内政及び外政に係る各種情報と照らし合わせるにより、内閣官房報償費の使途について、特定されたり、又は事実と関係なく様々な憶測がなされたりする可能性があり、そ

の結果、今後の内閣官房報償費を用いて行う情報収集等の活動が事実上困難となり、又は円滑に進まなくなり、ひいては内閣の政策運営に支障を及ぼすおそれがあるため、お答えを差し控えたい。

六について

内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、内閣官房報償費の機能の維持に最大限留意しつつ、どのように透明性を高めていくかという観点から、今後検討を進めていく必要があると認識しており、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

平成二十五年六月十日提出
質問 第一〇二号

強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は、二月七日の衆議院予算委員会、「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものです。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入っていくてさらっていくて、いわば慰安婦にしてみましたということ、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであり、と答弁している。この「答弁書」とは、二〇〇七年三月八日衆議院議員辻元清美君提出「安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書」に対する答弁書(以下、「答弁書」という。)であり、「強制連行を示す証拠はなかった」ということを明らかにし

た部分は、「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」という部分であると考えてよい。間違っている場合は、答弁の該当部分を示していただきたい。

二 「答弁書」は、「お尋ねは、「強制性」の定義に関連するものであるが、慰安婦問題については、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話(以下「官房長官談話」という。)のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」としている。「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」とはどのような資料をさすのか。一九九三年八月四日には、慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話(いわゆる河野談話とともに、「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」という文書も発表されている。同文書は、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の概要を明らかにしたものである。「答弁書」のいう「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」とは、この「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」で概要が示されている資料をさしているのか。そうでない場合、「答弁書」のいう「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」といわゆる従軍慰安婦問題の調査結果についてで明らかにされた資料との間には、どのような違いがあるのか具体的に明らかにされたい。

三 一九九三年八月四日の「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」には、「(法務省関係)

(バタビア臨時軍法會議の記録)がある。それは、1「ジャワ島セラマン」所在の慰安所関係事件、2「ジャワ島バタビア」所在の慰安所関係の事件」についての「被告人」「判決事実の概要」などを記したものである。この事実には間違いはない。

四 この(法務省関係)(バタビア臨時軍法會議の記録)は、1「ジャワ島セラマン」所在の慰安所関係事件について、「判決事実の概要」を記しているが、そこには、「ジャワ島セラマン」ほかの抑留所に収容中であつたオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、慰安所開設後(一九四四年二月末ころ)、「一九四四年二月末ころから同年四月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した」との記述がある。「上記女性」とは、「ジャワ島セラマン」ほかの抑留所に収容中であつたオランダ人女性である。これらの記述は、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」にあたらないのか。

五 この「判決事実の概要」には、「一九四四年二月末ころから同年四月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した」との記述がある。「上記女性」とは、「ジャワ島セラマン」ほかの抑留所に収容中であつたオランダ人女性である。これらの記述は、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」にあたらないのか。

六 一九九三年八月四日、政府は、いわゆる河野談話とともに「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」を発表した。これは、「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」の概

要を明らかにしたものである。そこには、「法務省関係(バタビア臨時軍法會議の記録)があり、「一九四四年二月末ころから同年四月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性(ジャワ島セラマン)ほかの抑留所に収容中であつたオランダ人女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した」との記述がある。これが、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」にあたることは明白である。「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである」とした「答弁書」は誤りであり、訂正するべきと考えるが、安倍内閣の見解を問う。

内閣衆質一八三第一〇二号
平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員赤嶺政賢君提出強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員赤嶺政賢君提出強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「答弁書」とは、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書(平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「答弁書」とい

う。)を指しており、政府の認識は、答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

二について
お尋ねの「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」とは、内閣官房内閣外政審議室(当時。以下同じ。)が平成四年七月六日及び平成五年八月四日にそれぞれ発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」において、その記述の概要が記載されている資料を指している。

三及び四について
内閣官房内閣外政審議室が平成五年八月四日に発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」において、御指摘のような記述がされている。

五及び六について
政府の認識は、答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

いじめ防止対策推進法案
右の議案を提出する。

平成二十五年六月十八日

提出者

馳 浩	遠藤 利明
萩生田光一	土屋 正忠
笠 浩史	郡 和子
松本 剛明	鈴木 望
重徳 和彦	遠藤 敬
浮島 智子	富田 茂之
井出 庸生	青木 愛
賛成者	
青山 周平	外六十八名

いじめ防止対策推進法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十条)
- 第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条―第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条―第二十一条)
- 第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二條―第二十七條)
- 第五章 重大事態への対処(第二十八條―第三十三條)
- 第六章 雑則(第三十四條・第三十五條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの

を含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のた

めの対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等

に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在

籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に見出すため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受け

た児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求

め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員

その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によつて、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われ

るべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じのおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第三十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう

にするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合において、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当

該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することがで

きる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表

執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当

該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

いじめ防止対策推進法案(馳浩君外十三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

(一) 目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすること。

(二) 定義

- (1) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものというこ
と。
- (2) この法律において「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいうこと。
- (3) この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいうこと。
- (4) この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいうこと。
- (三) 基本理念
 - (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこと。
 - (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
 - (3) いじめの防止等のための対策は、いじ

めを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないこと。

(四) いじめの禁止

児童等は、いじめを行つてはならないこと。

(五) 国の責務

国は、(三)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(六) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(七) 学校の設置者の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有すること。

(八) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有すること。

(九) 保護者の責務等

(1) 保護者は、子の教育について第一義的

責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

(3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(4) (1)は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、(1)から(3)までは、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならないこと。

(4) 財政上の措置等

2

(一)

国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(一) いじめ防止基本方針等

(1) 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

(2) いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
ア いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
イ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

ウ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(二) 地方いじめ防止基本方針

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(三) 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(四) いじめ問題対策連絡協議会

(1) 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(2) 都道府県は、(1)のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(3) (1)及び(2)を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の

下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

3 基本的施策

(一) 学校におけるいじめの防止

(1) 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないこと。

(2) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(二) いじめの早期発見のための措置

(1) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

こと。

(3) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(4)において「相談体制」というものを整備するものとする。

(4) 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(三) 関係機関等との連携等

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備に努めるものとする。

(四) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(1) 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならないこと。

(五) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(1) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(3) インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を

求めることができること。

(六) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(七) 啓発活動

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4

(一) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(二) いじめに対する措置

(1) 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学

校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 学校は、(1)による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることも、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(3) 学校は、(2)による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によつて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(4) 学校は、(3)の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 学校は、当該学校の教職員が(3)による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(6) 学校は、いじめが犯罪行為として取り

扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならないこと。

(三) 学校の設置者による措置

学校の設置者は、(二)(2)による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(四) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(五) 出席停止制度の適切な運用等

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(六) 学校相互間の連携協力体制の整備

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導

又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

5 重大事態への対処

(一) 学校の設置者又はその設置する学校による対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校の設置者又はその設置する学校は、(1)による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) (1)により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、(1)による調査及び(2)による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(二) 国立大学に附属して設置される学校に係る対処

(1) 国立大学法人が設置する国立大学に附属して設置される学校は、(一)(1)ア及びイに掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならないこと。

(2) (1)による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、(一)(1)による調査の結果について調査を行うことができる。

(3) 文部科学大臣は、(2)による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(三) 公立の学校に係る対処

(1) 地方公共団体が設置する学校は、(一)(1)ア及びイに掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならないこと。

(2) (1)による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、(一)(1)による調査の結果について調査を行うことができる。

- (3) 地方公共団体の長は、(2)による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならないこと。
- (4) (2)は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないこと。
- (5) 地方公共団体の長及び教育委員会は、(2)による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (四) 私立の学校に係る対処
- (1) 学校法人が設置する学校は、(一)の(1)ア及びイに掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下四)において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならないこと。
- (2) (1)による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、(一)の(1)による調査の結果について調査を行うことができること。
- (3) 都道府県知事は、(2)による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他

- の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) (2)及び(3)は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならないこと。
- (5) 学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校に在籍する児童等に係る重大事態について、(1)から(4)までと同様の規定を設けること。
- (五) 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助
- 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができること。
- 6 雑則
- (一) 学校評価における留意事項
- 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないこと。
- (二) 高等専門学校における措置
- 高等専門学校に設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 7 その他
- (一) 施行期日
- この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。
- (二) 検討
- (1) いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- (2) 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。
- 二 議案の可決理由
- いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること、鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
- また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。

- 平成二十五年六月十九日
- 文部科学委員長 松野 博一
- 衆議院議長 伊吹 文明殿
- (別紙)
- いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議
- 政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあつたときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。